

## 国民的融合論批判と部落解放理論(補遺)

大 賀 正 行

### 一、はじめに

昨年の暮れに、『部落解放研究』第三七号で「国民的融合論批判と部落解放理論」という報告論文を書きました。

これは、『部落問題論究』第八号での杉之原論文(注)解放同盟中央本部理論委員会等での議論に対し、これまでの主張を集約する形で反論を加えてきた論文で、それなりにまとまった論文です。是非とも一読していただきたいと思えます)の批判とそれを通して、私なりの積極的な見解を展開しています。そして、これはまた、解放同盟の綱領前文改正を巡っての議論にもかかわっています。

明治維新の評価や明治以後の身分制の問題について、根本的な議論なしには、「部落問題の正しいとらえ方」の決

着がつかないとの考えで書いたものです。

しかし、解放同盟の綱領前文の検討をやっておる中で、さらに追加説明が必要だと思ふようになり、今回はその点について述べてみたいと思います。

### 二、杉之原氏の矛盾と混乱

もう一度、杉之原氏の批判の要約からはじめたいと思えます。氏は『部落問題論究』第八号に載った「『解同』の理論的混乱の深化」の中で次のように述べています。

ここに例示した「国民的融合論批判」に共通にみられる特徴は、馬原鉄男氏も指摘しているように「そのいずれもが国民融合論の主張を勝手にねじまげたうえで、彼らにとって批判しやすい虚像をデッチあげてい

る」という点にある。右の大賀氏らの「国民的融合論批判」からも明らかのように、彼らによると、国民融合論は部落差別を単なる封建的身分遺制の問題としてのみとらえ、日本資本主義の階級支配や搾取・収奪とのかかわりにおいて部落問題をとらえるという階級的視点を欠落させ、資本主義の発展とともに部落差別は自然に解消すると主張しているというのである。しかしこれは、国民融合論に対する意識的な歪曲である。われわれがこの数年来、創造的に発展させ深化させてきた国民融合論の骨子は、およそ次のように要約することができる。

つまり、「大賀らの批判はあたっていない」「言っていないことを言っている」として批判している」というのである。勝手にデッチあげて批判しているというのです。ということは、「我々の理論はなにも、単なる封建遺制でもない、それから階級的視点を、資本主義の問題は十分に見ている」「こう言っているわけなんです。あれっと思いませんか。杉之原氏は続いて、後の方で、「われわれは、資本主義の発展・高度化とともに部落差別が自然に解消するなどと述べたことはまったくなく、むしろそのような考えを『近代化』路線ないし『近代主義』的な見解として批判するとともに」と居直っています。こういう理論は、北原理

主主義をふみにじろうとする独占資本との闘いをめぐりにしては達成できない課題、つまり反独占・民主主義の課題である。

これを素直に読めば、これは部落差別をのこす物的基礎があることとなります。「戦前は、反封建・ブルジョア民主主義の課題であった」、戦後は、反独占民主主義の課題であった」と杉之原氏は言われるのですから、つまり、戦前の部落解放の敵は、半封建制であり、戦後は、独占資本だと言われるのですから、どちらにしても、部落差別を残り支える物質的基礎はあるわけです。半封建的な物質的基礎はなくなつたにしても、独占資本という物質的な基礎があるわけです。そして、現代日本の独占資本と反動権力を倒さなければ、部落は、解放されないという理論になつてくると思うのですが、これは、完全に国民的融合論の破綻、とり繕いです。もう折衷主義といえますか、矛盾したことを平気で言うこととなります。

反封建・ブルジョア民主主義の課題であれば、直接的には社会主義とは関係ないので、資本主義のもとで、部落解放はできるという結論も正しいでしょう。しかし、独占資本が部落解放の敵であれば、社会主義の問題は避けられません。杉之原氏には「独占資本がなくなつても資本主義は残るし、社会主義にはならない」という考え方が根底にあ

論であつて、我々の理論と違うといいたげなんです。北原さんが生きていたら、北原さんと一度論争してもらいたいなと思つたわけなんですけれども。

それじゃ杉之原氏はどういう考えなのか、見ていくことにしましょう。

まず馬原鉄男氏など「国民的融合論」の体系は、反封建・ブルジョア民主主義の課題は、敗戦によって決着がついた。従つて、部落差別を支える物的基礎はなくなった。だから、解消の方向にあるんだという論理のたて方なんです。ところが、杉之原氏は(四)で、「部落差別は、急速に解消の方向をたどってきている」と従来通りの主張をくりかえしておきながら、(五)で新しい主張を打ち出してきています。

(四) 現代日本の独占資本と反動権力は、階級支配と搾取・収奪を強化するための分裂支配政策をおしすすめるなかで、部落差別をはじめ残存するさまざまな差別を利用し、あるいはまた新たな差別を作りだしながら、基本的人権をふみにじり、民主主義を破壊する策動を強めてきている。部落差別が今日なお一掃されず、部落問題の早急な解決がまたげられているのはこのためである。したがつて封建的身分差別からの解放というブルジョア民主主義の要求は、今日では、民

るようです。独占資本を打倒した後にも社会主義に向かわないというのであれば、これは、独占資本のない十八世紀・十九世紀の資本主義を夢見ているわけです。しかし、これはレーニンが批判したカウツキー主義にはかなりまかせん。ただ、部落解放運動には幅広い層を結集しなければなりませんし、またできるのですから、それを社会主義にならなければ部落差別はなくならないと教条主義的に押しつけることは絶対にさげなければなりません。

本来、大衆運動としての部落解放運動は民主主義を追求する運動であり、それ自体社会主義をめざすものではありません。しかしこの運動の敵は独占資本であるという共通性において、独占資本を打倒し社会主義をめざす立場に立つものは、部落解放運動がいかに社会主義の側に導くかという視点は決して忘れてはならないことがらです。但し、これは大衆みずからの体験を通して社会主義以外に真の部落解放はないという確信と信頼関係のなかで実現することであつて、日共や特定セクトがよくやるように、単に機関占領によって引きまわすことではありません。杉之原氏はじめ、国民的融合論者は「革命なくして解放なし」式のセクト主義のうらがえしとして社会主義や革命の問題を正しく提起することを放棄してしまつていようようです。

ただし、誤解と反論を避けるために、私の積極的な見解を申しておきます。

私は、社会主義にならなければ、何もできないと言った教条主義者でも、いわゆる「階級解消（二元化）論」者でもありません。資本主義の搾取や階級支配が存在するものにおいては部落差別をはじめ、あらゆる差別は、究極においては解消しないということや片時も忘れない立場にたちつつ（注）（なぜなら「差別」は「搾取」の観念形態であり、その「道具（手段）」であるから。資本主義もまた搾取制度でありたえざる不平等を生み出すものであるから）、反差別的の強力な国民運動を前進させるならば、資本主義の条件のもとにおいても一步一步と差別解消への条件を築きあげていくことができるし、させなければならぬ（注）（ちよ）うど、帝国主義が存在するものでは戦争はなくならないが、全世界的な平和の力を結集するならば、戦争は防止することができるといふ論理と同じです）。しかし杉之原氏のように「封建的身分差別からの解放という課題は、資本主義社会の枠の中でも実現させることができる」と社会主義と切断された理論とは私はちがいます。

### 三、部落解放同盟綱領改正案をめぐる議論にかかわって

放の実質が充分にともなわなかったにせよ、この解放令は部落の歴史の上では画期的なことであり、また部落の解放のための闘いは、この解放令を武器として、解放の具体化、実質化をめざして行われることになったのです。「水平社の若きリーダー高橋貞樹氏の『特殊部落一千年史』（一八五～七ページ）にも次のように記されています。

穢多非人の制度は封建時代に於てのみ其の存在の理由を有する。徳川一門の擬制的階級制の下にあって百姓町人に對する政畧からして穢多非人を不當に賤視壓迫し、以てて百姓町人を僞稱したものである。然るに封建の制度崩壊して、土農工商の區別がなくなつたとき、法制上に於て穢多非人の制度を存続するの必要はなくなつた。

明治維新の革命は近代日本史に新時代を劃したが、部落民生活の深き契機に觸れたものであることは事實である。近代の社會が資本主義に進化するの法則は、獨り穢多非人の制をも其の儘にせず其の法制的存在の意義を失くした。明治四年の部落民解放は決して徹底的の改革ではない。けれども部落民はこれを出發點として近代生活に踏み出したのである。少くとも法律上に於ては在來の隷屬的非人格なものから自主的獨立的となり、また經濟的にも變動を來した。

次に同盟綱領に関わつて議論になるのは、第一に明治の「解放令」の評価です。

「解放令」によって、エタ・非人の身分は、法制的に廃止されたとみるのかどうかです。

これについて『部落解放』一月号（第二〇七号）に次のような一文が展開されています。「私は、『解放令』を一片の紙切れとしてみることに反対であるが、これをもつて法制的に部落差別たる身分差別が廃止されたということは、あまりにも、よい評価を与えすぎる」（十九ページ上段）、つまり、法制的には解放されていないと主張されています。では、どうなれば、部落は解放されたことになるのかといへば「身分差別に對する敵対的な『法体系』の出現をもつて、はじめて『法制的』には解決されたというべきものであらう」（十九ページ下段）。

私は、いろいろと調べてみただけです。原田伴彦先生の『入門部落の歴史』（部落解放研究所刊）にもはっきり「法制的に解放された」と書いてあります。その四五ページを見て下さい。「ところで、このような政府の意図がどうであろうと、解放令によって、部落という非人間的な差別は法律や制度の上ではまったくなくなつたわけです。たとえそれが名目にちかひものであり、つぎにのべるような解

このようにはっきりと「法制上に於て、穢多非人の制度を存続する必要はなくなつた」と高橋氏も評価しています。

「法制」という概念の整理をしなくては、同じ言葉をつかつても違う意味で使っていることがあります。

では「法制的に廃止された」ということは、どうですかと、私は提起しています。普通、「法律」も「法制」も同じ意味ではないかと私は思っていたのですが、「法制」といったら裁判所の判例をふくめ、幅広く使われるのでしたら「法律的」と狭く言った方が、誤解をまねかないというのであれば、私は「法律的」といいかえてもいいと思います。

それで「解放令」によって何もかも解放された、とつたら大間違いであつて、それは「エタ・非人の身分からの解放」（エタ・非人解放令と言つた方が正確）であつて、つまり、エタ・非人の身分から平民にされたのだけれど、差別からは解放されたわけではない。この「差別から解放された」という意味とは、はっきり区別しておく必要があると思つたのです。どうも「解放」と言う言葉のひびきが、現実の差別・圧迫をみると、抵抗を感じるわけです。それで、従来から「解放令」に對して、差別が残つたという事実をつきつけてきて「あんなもの解放令といえるか」と

いう見解があります。「むしろ、江戸時代の方が職業保障されてたやないか」「明治以後になったら仕事も奪われたやないか、むしろあれは差別令やないか」という主張は昔からあります。

運動の戦術論としては、わからないことはないけれど、学問的にみれば、士・農・工・商・エタ・非人というあの身分は制度としては、明治の諸改革の中で廃止されておるわけです。もっとも「一枚の紙切れ」が出たからといってすぐ翌日から差別がなくなるはずがない。しかし「私は平民になったはずなのに、平民扱いされなかった。これをどうするんだ」というところにこそ闘いの根拠、解放運動の合法的な根拠ができるのであって、今なお、法制(法律)的にも解放されてないのだったら、部落解放運動は、法的解放の運動も続けなければならぬということになり、現在の運動には、一部「非合法の面」が残っているということになりはしないかと考えます。この点が一つひっかかる点であります。

#### 四、「身分」について その(一)

―特に明治二年の華族と

明治十七年の華族の質的变化について―

はおもしろいと思います。外戚の名をかりて官廷をあやつた撰閣制の排除をも考慮したとも考えられます。これがかつて華族の語源です。

深谷氏の「四七ページに、十年の後は華族・士族の差別のないほどにならなければならぬ」という主旨の、大久保利通が明治二年十月二十九日に宮内権大丞新納立夫にあてた手紙が引用されています。

今日之御政体門閥ヲ破り、草莽といへとも御登庸可相成御治定ニ候へ者是非御旨趣相貫き、十年之後ハ華族・士族之差別なきほとに以多里不申候而者宇内各國ニ対し皇威を輝し候事ハ夢々出来不申」(―は筆者) また明治三年九月七日付の広沢真臣の意見や板垣退助が明治二年参議に任せられるやいち早く太政官に華族廃止の建議を提出したことが紹介されています。そして、「封建特権階級の華士族への要約は、彼らから封建的特質を廃除するための、過渡的方策であったことを知りうる」(一四八ページ)と深谷氏は述べておられます。

旧大名と京都の公卿を華族にして、武士は士族に残こした。すべて平民として一元化しなかった点では、不徹底な改革だったと言えます。しかしながら、それは今の基準で考えた上のことであって江戸時代、「武士」といっても上から下まで複雑多岐をきわめていたものをみんな一つの

次に、「身分」の理解について、特に、明治二年の華族と明治十七年の華族の質的变化について申し上げたい。

部落問題と深く関わっている「身分」についての研究はまだまだ不十分のように思えます。「日本資本主義発達史」などの研究業績は沢山ありますが、「身分制」にかかわった本は、私の勉強不足かもしれませんが、あまり見あたりません。ところで、何かないかと一生懸命さがしていたら、一九四一(昭和十六)年頃に出された本で、最近、吉川弘文館から復刻版が出た深谷博治という人の『華士族秩禄処分の研究』という本が見つかりました。戦前にこんな本が出ていたのかと感激しましたけれど、私の知りたいと思っていたことが裏付けられています。

それによりますと、明治二年(一八六九)の版籍奉還の時に、諸国大名と京都の公卿はこれを合併して華族にし、家老以下武士はみな士族に、農工商をすべて平民にしました。不平が出てきて「卒」という身分を士族と平民の間に一時つくりましたが、明治五年には廃止されました。

華族という語源はどこから出てきたかというところ、これは、公卿の中で二番目の家柄であった清華(注)三條、菊亭、徳大寺、西園寺など九家で構成)の別称華族からとっています。一番目の摂家(近衛、九条、二条、一条、鷹司の五家で構成)ではなく、二番目の清華からとったこと

「士族」にまとめるということは、当時としては、大変なことだったと思う。これだけでも相当な革命的大改革だと思います。しかもこれを十年ぐらいたったら、みんな廃止にしてしまおうと言っている。私は、ここに、明治維新の革命的情熱を感じます。その後、明治九年の秩禄処分、十年の西郷隆盛の反乱(西南の役)によって、封建勢力(反革命)はとどめをさされたわけです。このあたりから今度自由民権運動が起ってくるわけです。自由民権運動は、明治十三年頃(一八八〇)から大きく盛り上がりだしてきますが、明治十四年の政変、大隈が明治政府からおい出された事件を機に様相を一変します。明治十四年になると、この華族問題の議論がにわかになんかになってきています。伊藤博文が華族令の問題を熱心に追求しはじめます。井上毅と伊藤博文との間に論争が起りました。伊藤が井上を説得している様子が深谷氏の四三四ページからくわしく紹介されています。

伊藤は明治十五年、憲法調査の命をうけヨーロッパに行きますが、調査項目の中に「貴族の制度特権の事」という一項があり、彼が爵位制定の決心をもって帰ってくるわけです。そして明治十七年七月七日の華族令の発布となって実現します。

伊藤の考えは、自由民権運動を前にして国会はいずれ開

設しなければならぬ、しかし政府と議会との対立・紛争は十分予想される。政府自身の防壁を作っておく必要がある。華族社会に新人を加えて華族陣営を強化し守りとする。かくして、明治十七年（一八八四年）七月七日の華族令となるわけです。つまり、このことからわかるように、明治二年の華族は、ブルジョア革命によって封建制を打倒して、その封建制をなだめるための妥協的措施としてつくられた。ところが、明治十七年以後の華族は、自由民権運動に対抗するために国家権力を支える勢力をつくり上げるために、これが必要なだという形で積極的に出てきています。それから、今までは「華族」ひとつだったのを公・侯・伯・子・男と五つの等級に分けて再編成し、『国家ニ勲功ノアル者』、即ち天皇制官僚や軍人そして成り上がりのブルジョアを華族の中にどんどん入れていきます。

ここにマルクスの言う「貴族のブルジョア化」「ブルジョアの貴族化」が行われていくこととなります。レーニンが言っているように、資本主義の自由主義段階には民主主義が、独占段階には反動が生じる。つまり帝国主義的反動として、明治十四年の政変以後の明治政府があるわけですが、その反動化は、封建制へ戻すための反動ではなくて、資本主義の自由主義段階から、独占資本主義段階へ移る過程での反動、歴史の流れとしては前進ですけれども、政治

的には自由主義、民主主義の弾圧、後退であるわけです。以上、同じ華族でもその質的变化ということに十分注意することが必要です。

## 五、「身分について」その(二)

——封建身分と近代的身分の質的相違について——

帝国主義的反動と封建制の末期の政治形態である絶対主義とは形のうえでよく似ています。ここをとりちがえたのが「講座派」理論なのです。

彼らは明治三十年代の政治・経済を分析して、「明治維新がブルジョア革命であったなら、今頃はもっと民主主義になっているはずだ。それがこんなに民主主義が弾圧されているということは、明治維新がブルジョア革命でなかったからだ」と勝手に解釈し、明治政権を絶対主義だと思っってしまった。彼らには明治十四年の政変の意味がわからない。また、反動的なものなんでも封建制や絶対主義のせいにした。従って結果的に近代化や資本主義を美化することとなった。これが日本の歴史研究者等に広く流布し部落解放理論にも影響を与えてしまっただけで、またこれが今日の日本共産党の誤りをもつくってしまったのです。その影響とあやまりについて次に見ていくことにします。

(1) 藤谷俊雄氏は、『部落問題の歴史的研究』という本の中で、「歴史社会における身分制に関する覚書」という論文をのせています。その最後の「六、近代社会と身分意識」に次のような記述があります。

「しかし明治維新以後における日本でも身分制は消滅しなかった。その根本的な理由は封建的な土地所有が完全に撤廃されなかったからで（以下略）。（二四ページ）

封建的な土地所有が完全に撤廃されなかったから身分制が消滅しなかった、と藤谷氏は見ているわけですが、私は帝国主義的反動によって残ったとみている。ところが、私と藤谷氏と違う点なのですが、続けて次のように書いています。

「それは地主制として広範に存続し、その上に天皇制国家権力が構成された。そのために封建的身分制は、天皇・貴族・官僚などの身分制として再編成された。」

つまり、封建的身分制が、天皇・貴族・官僚になったというわけです。「むすび」の項では、「身分制は、歴史的にみれば、近世封建社会においてもっとも典型的に発達したが、けっして封建社会特有のものではない。それは、古代階級制の成立以来、あらゆる社会段階に存在した。そしてそれはそれぞれの社会の基本的な階級対立の基礎の上に、支配階級によって形成された。それは階級支配のため

の手段であり、とくに近代以前の社会では、階級対立は身分の区分としてあらわれた。すなわち、階級対立の具体的な形態が身分の区分であったのである」。問題は、次の記述です。

「近代資本制社会の成立後は一般的にはブルジョア階級とプロレタリア階級との二大階級の対立によって、古い身分制は、一掃されたけれども、日本においては社会の経済的基礎における封建的生産関係の残存によって天皇制身分制として再編成せられ、そのことによって封建的身分観念が広範に存続された。そして資本制生産の内包する所有の不平等は、その発展にかかわらず、日本社会の身分制および身分意識も完全に精算することを不可能にしている。」（二四ページ）

藤谷氏は、「日本においては社会の経済的基礎における封建的生産関係の残存によって」としているが、私は、ここを「明治維新以後の日本における帝国主義的反動によって」と書くべきだと思う。ここだけ変えたら、藤谷氏の文章は、そのまま引用させてもらって正しい主張になると思う。

そこで、問題は、身分制ということの理解です。明治以後の華族・士族・平民というのは、社会科学で言うところの身分なのかどうかと言うことです。封建的身分制とか封

建身分というのは、身分と職業(居住)がセットなので

す。  
ところが、明治以降の華族・士族は身分と職業が完全に切り離されています。この点に注目してほしい。士族であっても華族であっても農耕をしたり商売をやったりすることは許されています。江戸時代の武士は百姓はできません。商売もできません。職業選択、居住移転の自由がないわけです。明治以後は、居住と職業選択の自由が保障されています。つまり、身分と職業が切断されているわけです。これは、部落民も同じことであって、エタ身分のものは、封建社会においては牛馬の処理などいくつかの仕事に限定されていた。居住もそうである。もちろん明治以後になっても部落民は実際には、他に仕事がないから封建社会と同じような仕事をやってきたとしても、しかしそれは、その仕事を国家権力から強制されたわけではない。「事実上従事した」ということと「権力から強制されて従事した」ということは、別問題です。「経済外的強制」と「経済的強制」との区別と同じことです。

封建社会は「経済外的強制」であるが、資本主義は、「経済的強制」であり、それによって牛を殺したり、馬を殺したりすることがあっても「経済外的強制」でやらされているわけではありません。

よって行われた変革にすぎなかったため」と解釈して、部落解放の課題は、「反封建・ブルジョア民主主義の課題」と結論される。杉之原氏には、明治以後の日本の資本主義が、とくに明治十四年以後の帝国主義的反動化へとすすんでいく資本主義が見えていないし、その反动化していく資本主義のもとで部落差別が温存、利用され再編成されていく過程が理解できないのです。封建身分制と資本主義はい入れなくとも(従って明治維新は士・農・工・商・エタ・非人の身分制を打破した)、身分的なもの、まして身分意識は、労働者階級の分断支配や権利意識の抑圧のためには、むしろ逆にこれを温存・利用していくということ。ましてその帝国主義的反動化のもとでは民族差別と結合して、拡大助長していくことがわからない。戦後になってからあるいは今日になって、ようやく部落解放は、反独占民主主義の課題になったわけではないのです。

藤谷氏や杉之原氏など、すべて「国民融合論」者のあやまちは、その理論の前提として、日本資本主義観における「講座派」的見解があり、封建社会での身分制と資本主義のもとでの身分制(厳密には身分的なもの又は族称、あるいは社会的身分)と区別せず、一方で、資本主義と身分制はあい入れないものとの教条にしがみつき、明治以後のわが国社会に身分制があるのは、資本主義ではなく、経済的土

事実部落民は、すべてではないけれど明治以後にたいに居住をはなれ、いろいろな職業分野に進出していきます。

エタや非人は封建身分ですが、明治以後の部落民ははたして身分とよいか、身分的といえれば身分的だけでも、厳密な意味から言えば身分じゃない。少なくとも封建身分ではない。華族や士族も封建身分じゃない。それらは族称・家柄であって、あえて言えば「近代的身分」です。現憲法の規定で言うなら、「社会的身分又は門地」です。それを封建身分と同じように理解したところから理論の混迷が生まれたと思います。

(2)杉之原氏が、『部落問題論究』第八号の中の論文で「(一)封建的身分差別からの解放という課題は、本来的にはブルジョア民主主義の課題である。なぜなら、一般に身分制とか身分差別は、洋の東西を問わず前近代社会、とりわけ封建社会の属性であり、封建的な階級関係は身分(制)を不可欠にしているが、資本主義的な階級関係は原理的には身分(制)を不可欠なものとはしておらず、資本主義の成立・発展にとっては、身分(制)はむしろ妨げになるからである」と正しい教条を示しながら、明治以後の身分を封建社会の身分と全く同じように理解して、封建身分が存在しているのは「日本の明治維新は、ブルジョア民主主義革命としては不徹底なものであり、封建権力との妥協に台に封建制が生きているからだ」と解釈するところにあります。「講座派」的思考の諸氏には、資本主義は封建身分制は打破するが、身分的なもの、とくにその思想や風習とは両立しようということ、いや積極的に利用さえしていくということが理解できないのです。

ただし、藤谷氏が前述論文で「法制的には差別はとりぞかれています、社会的経済的な差別は現実には存在しているのだから。これは近代の資本制そのものが社会的不平等の上に成立し、また絶えず不平等を再生産しているからである。資本制のもとで再生産されている不平等は、けっして封建的身分制そのものではないのであるが、封建的身分意識は近代的な不平等とむすびつき、それに支持されて存続されるのである」と実にすばらしい見解を述べられ、前述の「身分制は消滅しなかった。その根本的な理由は封建的な土地所有が完全に撤廃されなかったからで」との文章と矛盾したことを書いておきまします。

(3)最後にもう一つ紹介しますと、金沢誠・川北洋太郎・湯浅泰雄編『華族』(北洋社、一九七八年)という本を見ました。これまた深谷氏と同じように私の知りたいことがみな書いてあるので、びっくりしました。次に少し引用します。

「華族は、近代天皇制完結過程で、偽装的に編み出され

ただ分だけ、絶対王政期のヨーロッパ貴族とは本質的に異なっている。もし同質を探れば、ナポレオン帝政下の叙勲貴族にでもあたろうか」(二五ページ)。これについては、絶対主義再生論を断じる歴史家はいない。「ところが、日本の近代化に向かうと、同じ史家が、華族制と貴族院の成立を目して、絶対主義天皇制の有力な手がかりを発見したように思いこむ。おかしな論法ではないか、歴史家たちは、疑いもなく、講座派理論によって頭を毒されているのである。頭を毒された結果、一面では日本の近代化を事実以下に過少評価し、反面では日本の華族を現実以上に過大評価してはばからない。過大評価とは、いうまでもなく、日本の華族を西欧の貴族に擬す、あの粗笨な類比論である。何が西欧の貴族であろう」と批判されています。

また、一九一一年(明治四四)年に発行された『無名通信』という雑誌の臨時増刊号「期治の華族」には、次のような文章が掲載されていました。

伊藤公(博文)は、明治十八年(一八八五)の貴族制にならって華族令を發布し、公侯伯子男の五爵を設けた。そして公家の方は柳原前光と東久世通禧とに命がくだって、授爵の割りあてを定め、武家の方は伊達宗城ほか数人で、これを決定した。

そこで、摂家を公爵、清華を侯爵、平公家のうち従

万の財産を貯えているから、生活に困るようなことはないが、公家は千石以上の者は数えるほどしかない。平公家の最下級となると、三十石の知行であった。…明治になってよくなりそうで、よくならなかったのは公家であろう。

## 結 び

明治以後の「華族」制度や天皇制の問題を封建貴族や絶対王政と見たてた講座派の見解を一日も早く脱出して、日本資本主義の正しいとらえ方こそ、部落解放理論の科学的確立と、「融合論」批判の根本だと考えるしだいで。

一位権大納言を伯爵、その他の平公家を子爵、庶流(分家)を男爵と定め、岩倉は平公卿、三条(実美)は清華であるけれども、この二人は功勞によって、とくに公爵を授けられた。

武家は將軍家が公爵、十萬石以上の国守が侯爵、十萬石以下が伯爵、五萬石以下が子爵、附家老(將軍より国守に付けていた家老)および分家が男爵と決し、毛利、島津の二家は功勞によってとくに公爵を授けられた。明治の功臣はすべて伯爵以下であったが、彼らにはとくに伯爵に三萬円、子爵に二萬円、男爵に一萬円の割で贈金の御沙汰があった。

ただし、この華族令は形式外観が豪くなっただけで、生活の実際には何の効もなかった。わずかに貴族院議員となる特権を得たので、伯爵以下の互選議員は歳費をもらうことができるようになったが、その他の者にはさらに有り難味がない。公卿華族などには旧臣というものに疎な者もないので、整理をしてくれるものもなく、名は華族であるけれども、生活状態は想像にもおおよぼほど困難している者が多い。九条とか二条とか皇室に密接の関係ある家は、邸宅は宮内省で造営するので、堂々たるものであるが、内部の生活は邸宅の美とは雲泥の相違だ。武家は領地が広いので、巨